

江戸の主要防火政策に関する研究 —享保から慶応までの防火環境とその変遷について—

A Study on Major Fire Prevention Policies in the City of Edo (Tokyo)
—Transition of Fire Prevention Circumstance from Kyoho to Keio—

森下 雄治¹, 山崎 正史²

Yuji MORISHITA¹ and Masahumi YAMAZAKI²

¹立命館大学 大学院 理工学研究科

Graduate School of Science and Engineering, Ritsumeikan University

²立命館大学 理工学部 建築都市デザイン学科

Department of Architecture and Urban Design, Ritsumeikan University

The policies of urban fire prevention in Edo almost reached fruition by the Kyoho period. The three main fire prevention policies were: 1) setting up fire-safety vacant lots, 2) organization of fire company, and 3) architectural regulation for fire prevention. These three fire prevention policies feature their mutual linkage in their implementation. However, the number of fire-safety vacant lots gradually decreased after the Kyoho period, the architectural regulation for fire prevention was eased, regarding the fire-fighting organization, organizations on the side of samurai families diminished little by little, and the linkage between three policies weakened. At the end of Edo Period, Machibikeshi (town fire fighters) came to be in charge of fire prevention in Edo thoroughly.

Keywords: *edo, fire prevention strategy, fire fighting system, fire protection building code*

1. はじめに

江戸の町は、開府以来、何度も大きな火災に見舞われてきた。他の幕府の直轄都市である京都・大坂に比べて、大火の発生件数が顕著¹⁾で、明暦3年(1657)1月の火災(明暦の大火)では、江戸の大半を焼失した。幕府は、明暦の大火を契機として、都市防火に関する諸政策を大火後から享保期(1716~1736)にわたって施行した。

それらの江戸の防火対策について、太田²⁾は、明暦大火後の火除地の設営を指摘し、続いて享保期の消防制度の整備と防火建築導入の施策に言及している。その火除地の設営については、渡辺³⁾が火除地数の年代的变化に言及し、火除地が明暦から享保期にかけて増加し、享保期に最大値を示し、以後減少したとしている。また、消防の組織については、池上⁴⁾が大名火消・定火消の制度は、享保期以前に確立し、町火消は享保15年(1730)の段階でほぼ完成したと指摘している。防火建築に関しては、波多野⁵⁾が享保期の建築の不燃化策を指摘し、その政策がその後の江戸の町並みに特色を与えたとしている。

このように、江戸の都市防火に関しての諸政策は、概ね享保期に確立したと考えられ、主要な防火策として、火除地の設営、消防の組織の整備、防火のための建築規制の三つの施策にまとめることができる。

本研究では、これらの 1)火除地の設営、2)消防の組織化、3)建築規制の三つの政策に着目し考察を進めた。

江戸の都市防火に関する既往研究として、火除地の設営については、斎藤⁶⁾が明暦期の火除地について、延焼遮断性能を算定している。また笹谷⁷⁾は、斎藤と同様の手法で、安永期・安政期の延焼防止効果を算定し、安政期の火除地は、江戸城防備のためのものであったと推察している。しかし、斎藤・笹谷の研究は、防火性能面での分析が主体で、享保期以降の火除地配置の計画面での考察は少なく、他の政策との連関には言及していない。

次に、消防組織については、池上⁸⁾が火消制度の成立と展開に焦点をあて、火災発生と関連させて考察している。しかし、享保期以降の定火消の経時的な配置状況や、消防組織の変遷についての分析は少ない。

建築規制については、内藤⁹⁾が享保期の規制による土蔵造・塗家の成立を挙げ、波多野¹⁰⁾は、明暦期の道路拡幅の詳細や享保期の防火建築に言及している。しかし、内藤や波多野の考察は、享保期の建築規制の詳細や、享保期以降の建築規制の推移についての分析はない。

このように、これまでの既往研究は、火除地の延焼遮断機能に関する研究、享保期までの消防の制度的分析、享保期の防火建築に関する研究等が多く、享保期に概ね確立された主要防火政策間の連関性や、享保期以降の防火政策の推移についての詳細な分析は不足している。

管見の限り、これまでの研究として、江戸の地図情報を基に、防火政策間の分析を進めた考察は無かった。本研究では、「御府内沿革図書」¹¹⁾、「寛文・延宝期江戸町地分布図」¹²⁾、「古板江戸図集成」¹³⁾、「江戸之下町復元図」¹⁴⁾、「江戸情報地図」¹⁵⁾を用いて、享保期とそれ以降の江戸の地図を作成し、地図上に文書史料の詳細を記し、得られた地図情報と文書史料を基に、享保期の主要防火政策の詳細と享保期後の推移について考察する。

以上のように、本研究は享保期の主要防火政策の特質とそれ以降の推移を明らかにすることを目的とする。

2. 研究史料と定義

分析史料として、地図作成史料に関しては前述した。

火除地については、「御府内沿革図書」、「東京市史稿市街篇」¹⁶⁾を用いた。消防組織については、「東京市史稿市街篇」、「徳川実紀」¹⁷⁾、「江戸町触集成」¹⁸⁾を使用した。建築規制については、「江戸町触集成」、「正宝事録」¹⁹⁾、「御触書寛保集成」²⁰⁾、「大日本近世史料」²¹⁾、「東京市史稿市街篇」を用いた。また、火災については、「東京市史稿変災篇」²²⁾、「徳川実紀」、「江戸災害年表」²³⁾を用いた。絵画史料としては、「熙代勝覧」²⁴⁾を用いた。

本研究においては、史料のなかで使用されている火除明地・明地・火除広小路・広小路・火除広道・火除堤等の名称に関して、所在地・文書の文脈から延焼防止のものとして判断できるものについて、「火除地」と定義した。

また、面状に構成された火除地群、帯状の火除地や拡幅道路、水辺空間と火消屋敷の構成、水辺空間と火消人による構成、防火建築群の構成など、延焼を防止するための空間として判断できるものについて、「延焼防止帯」と定義した。本稿中の「土蔵造」とは、木骨土壁をもつ構造の建物で、外壁木部のすべてを構造が隠れるほど厚く塗られた総塗籠式の居住用の防火建築を指す。

「塗家」とは、土蔵造と同様に木骨土壁の建築で、土蔵造との違いは外壁木部を3～5cm程度に薄く塗り廻し、通庇の垂木・一階部などは塗籠られない場合が多い。

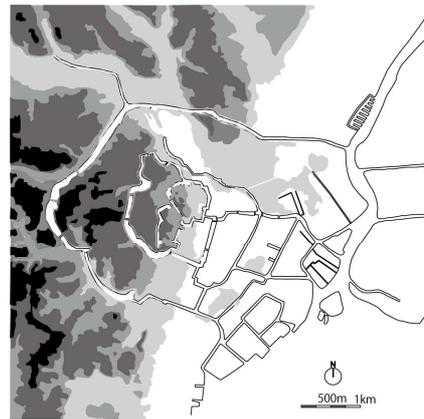
3. 江戸の地勢と居住地分布・火災時月と風向

研究の前提として、江戸の地勢と居住地の分布、火災時風向に関して考察する。

図1は、中世末期江戸推定図²⁵⁾を基に作成した江戸の地勢図である。図2は、享保期の本所・深川を除いた社寺地・武家地・町人地の分布図で、前掲書「御府内沿革図書」と「古板江戸図集成」を用いて作成した。

図1・2から分るように、社寺地・武家地は主に高台に配置され、主要町人地は標高0～10m前後の低地に立地していた。また、武家地・町人地とも、濠、入堀、川などの水辺空間に囲まれていた。図2にみるように、武家地は江戸城を中心に円状に、主要町人地は、北の神田川から神田・日本橋・京橋・新橋と南方向に配置され、他の町人地は、東海道等の街道沿に町割りされていた。

内藤²⁶⁾によれば享保10年(1725)の江戸の総人口は130万人で、町方60万と推定され、町人地の面積は総面積の12.5%とされ、町人は極端に狭い地域に集住していた。



標高 ■ 30~40m ■ 10~20m □ 0~4m
■ 20~30m ■ 4~10m

図1 江戸の地勢図

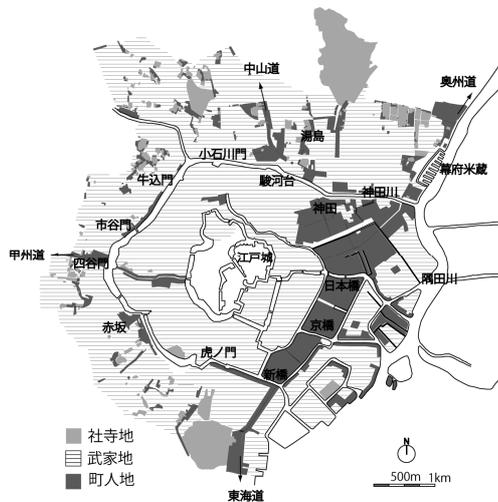


図2 享保期(1716~1735)の社寺地・武家地・町人地分布

表1 月別火災件数・火災時風向 (単位: 件)

	北	北東	東	東南	南	南西	西	北西	合計
1月	5	0	0	0	1	1	0	5	12
2月	6	0	0	0	1	0	1	12	20
3月	9	0	0	0	8	5	2	12	36
4月	0	0	0	0	5	0	1	5	11
5月	0	0	1	0	2	1	0	2	6
6月	0	0	0	0	1	0	0	0	1
7月	0	0	0	0	1	0	0	0	1
8月	1	0	0	0	0	1	0	0	2
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	1	0	0	0	1
11月	3	0	0	0	1	0	1	1	6
12月	0	0	0	0	0	0	0	6	6
合計	24	0	1	0	21	8	5	43	102

表1は、前掲書²⁷⁾史料中に火災時の風向記録がある1601~1750年間の集計である。なお、火災発生月は旧暦から太陽暦に換算した。表1から分るように、江戸の火災は夏に少なく、秋から増加し、春の3月に最大となり、その後夏に向かって逡減していた。また、火災時の風向は、秋から春にかけて北～北西の風向時に多発していた。次いで、春先の南～南西の風向時に多く発生していた。

4. 享保期(1716~1735)・享保後の火除地の推移

明暦大火後から享保後期にかけて、表 2 のように火除地は設営された。表 2 は前掲書史料²⁸⁾を基に作成した。

表 2 明暦3年~享保期(1657~1735)の火除地の推移

発令年	発令内容
明暦 3 年(1657)1 月	紀伊・水戸・尾張三家城外ニ転セスム
明暦 4 年(1658)	中橋・長崎町・大工町ニ火除広小路ヲ設
明暦 4 年(1658)3 月	銀町七町・四ケ市一町・飯田町防火堤築
万治 1 年(1658)5 月	御茶水火除地及湯島広小路ヲ作
万治 1 年(1658)	是頃、各所ニ火除地ヲ設ク
天和 3 年(1683)	神田八ヶ所
貞享 4 年(1687)6 月	通盛町~浅草御門内大通南側
元禄 3 年(1690)3 月	虎ノ口御門~外盤留橋
元禄 10 年(1697)10 月	上野車坂口ニ広達
元禄 10 年(1697)10 月	北丸ノ邸宅ヲ移ス
元禄 10 年(1697)10 月	田安門外~半蔵門外ニ広小路
元禄 11 年(1698) 9 月	数寄屋河岸~鎌倉河岸道幅十五間道 数寄屋橋外堀端~木挽町堀端二広小路
宝永 4 年(1707)8 月	江戸城北郭吹上ヲ花園
享保 2 年(1717)2 月	護持院ヲ火除地
享保 3 年(1718)5 月	外神田区五町・内神田区 二町ヲ明地
享保 3 年(1718)6 月	木挽町 4 丁目ニ明地
享保 4 年(1719)3 月	外神田区四町・内神田区七町 明地
享保 5 年(1720)4 月	外神田区三町 明地
享保 5 年(1720)	内神田区 九町ヲ御用地
享保 12 年(1727)12 月	麹町平河町 1 丁目
享保 13 年(1728)	番町 4~7 丁目
享保 14 年(1729)2 月	田安門前
享保 16 年(1731)4 月	牛込肴町・牛込袋町
享保 17 年(1732)6 月	浅草御蔵前邊町

図 3 は享保期(1716~1735)の火除地の所在図で、下記の手順で作図した。

火除地の形状と所在地に関しては、前掲書「御府内沿革図書」を基本地図史料とした。その形状については、前掲書「江戸情報地図」を縮尺の基準として参照し、補正を加えた。所在地については、「御府内沿革図書」を基に年代末ごとに所在を特定し、年代間に新設・廃止されたものも含めて、その記載年代間に所在したものについては、すべて図に表した。基本地図史料を補完するものとして、図 3 に関しては、前掲書「古板江戸図集成」・「享保年中江戸絵図」²⁹⁾、後述する図 4 については、「新版江戸安見図」³⁰⁾・「文化江戸図」³¹⁾、同じく図 5 は、「天保江戸図」³²⁾・「弘化改江戸絵図」³³⁾・「明治2年東京全図」³⁴⁾を用いた。なお、火除地の廃止については、文書史料中に記載が無く、上記の基本地図史料と補完史料を基に記載年代間ごとの比較によって、失われた場所を特定するにとどめた。

まず、武家地の火除地について考察する。享保期の火除地の所在は図 3 のようであった。

なお、後述する図も含めて、一連の火除地・緑地・水辺等をより判りやすくするため、点線で取り囲み、表示した。そして、その囲みに a. b. c. . . の記号を付けた。

図中記号 a 内の内濠内の火除地・緑地からなる面状に構成された延焼防止帯は、本丸からみて北西方向に火除地、西~西南に緑地が配置されている。前述の火災時風

向を考慮し、江戸城の直接的な防火のための配置と考えられる。図中記号 b 内の内濠沿いの面状の火除地を連結した延焼防止帯は、本丸の北~北東方向に配置され、a 内の配置と同様の目的のものであったと推察できる。図中記号 c. d 内の内濠~外濠間の帯状の火除地は、東西方向に帯状に配置され、北・南方向の火災時風向を考慮した、外濠内の武家地の延焼防止のためのものであったと考えられる。また、図中記号 e 内の溜池と f 内の四谷~牛込間の外濠を取巻くように配置された帯状の火除地と g 内のものは、外濠内・外の武家地と間接的には江戸城の防備のため、h 内の幕府米蔵近傍の火除地は米蔵防火のためのものと考えられる。

このように図中記号 h 以外、享保期の武家地の火除地配置は、直接的な江戸城防火のための内濠沿いの配置、外濠内の武家地防火のための外濠~内濠間の配置、外濠内・外の武家地防火と間接的な江戸城防火のための外濠沿いの配置であったと推察できる。また、a. b. e. g 内の火除地は延焼防止機能のある濠に接して配置されていた。



図 3 享保期(1716~1735)の火除地の所在図

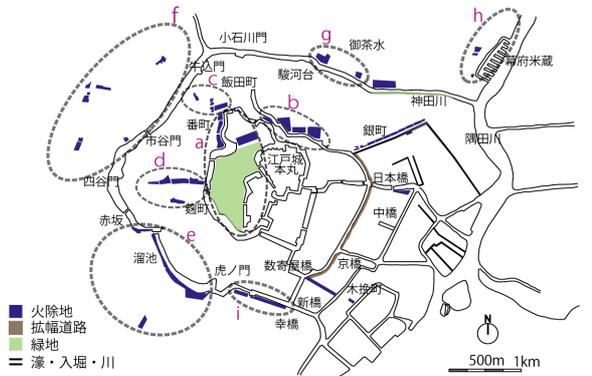


図 4 寛政~文化期(1789~1818)の火除地の所在図



図 5 弘化~文久期(1844~1863)の火除地の所在図

享保期後の火除地の新設は、表 3³⁵⁾ のようであった。

図 4 は、寛政～文化期(1789～1818)の火除地の所在図で、表 3 を基に前述した図 3 と同様の手順で作成した。

表 3 享保期後(1736～)の火除地の推移

発令年	発令内容
寛政 4 年(1792)4 月	番町及小石川門内ニ火除明地ヲ設ク
寛政 6 年(1794)3 月	幸橋門外ニ火除明地ヲ設ク

図 4 に示すように、享保期と比べて、寛政～文化期(1789～1818)の火除地は、図中記号 a 内に、表 3 に示した寛政 4 年(1792)の番町の火除地が増設され、本丸の北西方向が増強された。図中記号 b・c・d 内のものがほぼ継続され、溜池の e 近くの i 内に、表 3 に示した寛政 6 年(1794)の虎の門～幸橋間の火除地が設営された。

また、f・g 内と幕府米蔵近傍の h 内の火除地が減少している。特に f 内の四谷門～牛込門に至る帯状に連結されていた火除地の減少が著しく、延焼防止帯としての機能が損なわれたと考えられる。なお、失われた火除地は前述の方法で特定した。

このように、寛政～文化期の火除地の配置は、本丸の北西方向の内濠沿いの火除地が増強され、外濠沿いについては、江戸城本丸の南方向の火除地の増強だけで、他は大きく削減された。したがって、この配置は、享保期に比べ外濠内・外の武家地の延焼防止に対しては手薄なものとなったが、江戸城に関しては、内濠沿いを補強しより防備に重点を置いた配置になったと考えられる。

図 5 は弘化～文久期(1844～1863)の火除地の所在図で、前述の図と同様な手順で作成した。

図 5 に示すように、図 4 と比べて、a, b, d 内のものはほぼ継続され、c 内が増設され、寛政 6 年に新設された虎ノ門～幸橋の i 内の火除地がほぼ無くなり、h 内の米蔵沿いのものもすべて無くなった。このように、弘化～文久期に至り、外濠沿いの帯状の火除地を連結した延焼防止帯は e 内のものだけになり、内濠沿いの江戸城の直接的な延焼防止帯だけが維持強化されたと考えられる。

次に、町人地の火除地について考察する。

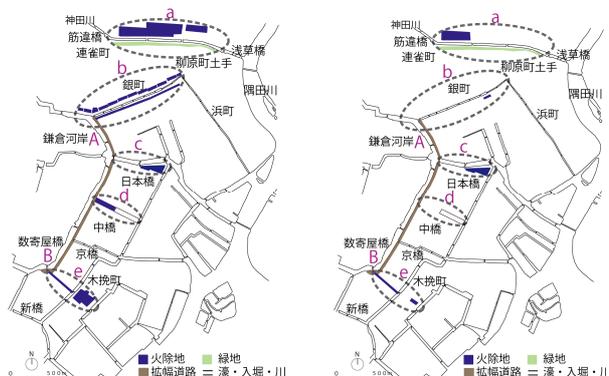
図 6-I・II は、記載年代の主要町人地の火除地の所在図で、表 2 と前掲書³⁶⁾ を基に作成した。また、一連の火除地・緑地・水辺等をより判りやすくするため、点線で取り囲み、表示した。そして、その囲みに記号を付けた。

享保期の主要町人地の火除地は、図 6-I にみるように、図中記号 a～e のように配置されていた。その形状は、主に東西方向に連結された面状や帯状のもので、主要町人地をほぼ均等に区画し、先述した火災時の南北方向の風向を考慮した延焼防止帯であったと考えられる。主に川・入堀等の水辺に近接して配置されていた。図中記号 A～B 間は、表 2 記載の元禄 11 年(1697)の道路拡幅によるもので、濠沿いの道路を拡幅し、濠の延焼防止機能をより強化したものであったと推察できる。

これら町人地の火除地は、幕府の命令により収公するものであったが、享保 6 年(1721)12 月には「日本橋西河岸。呉服町。本材木町。本銀町。本石町邊。このたび閑地とせらるべきを。市人等。此後火災ありとも。火うつらざるようすれば。今までのごとく。住居せんよし願ふにより。其のままにゆるされたり。今より後。其地に火うつらば。宅地収公せらるべきにより。よく心いれて火うつすべからず。」との火除地設営中止の令³⁷⁾ がだされている。これは「本石町等を火除地にする予定であった

が、陳情により、延焼を防ぐように心掛ければ中止する。今後、延焼したら火除地に収公する。」との内容であった。このように、火除地設営の政策は一方で町方の防火に対する自己規制を強制する政策でもあったとも推察できる。

図 6-II は、弘化～文久期(1844～1863)の火除地の所在図で、前述の図と同様な手順で作成した。図にみるように、図中記号 a 内の神田川沿いの面状に連結されていた火除地は、削減されたものが多く神田川沿いの延焼防止帯としての機能を損なうものとなった。b 内の銀町の二つの帯状の火除地もほぼ無くなり、d 内の入堀と連結していた中橋の火除地も無くなった。残ったものは、a 内の神田川沿い、c 内の日本橋、e 内の数寄屋橋間～木挽町間があり、町人地を東西方向に区画する延焼防止帯は大幅に失われたと考えられる。また、外濠の延焼防止機能をより強化したとみられる鎌倉河岸～数寄屋橋間の延焼防止帯は維持された。これは、江戸城・武家地の防備のためと町人地防火のための措置であったと推察できる。



I. 享保期(1716～1735) II. 弘化～文久期(1844～1863) 図 6 主要町人地の火除地所在図

表 4 武家地火除地数の推移 (単位: 筆数)

	享保期	寛政・文化	弘化・文久
内濠沿	7	5	5
内濠～外濠間	15	16	13
外濠沿	35	12	5
米蔵沿	10	2	0
合計	67	35	23

表 5 町人地火除地数の推移 (単位: 筆数)

	享保期	寛政・文化	弘化・文久
神田川沿	7	4	1
内神田	12	10	1
日本橋北	8	1	1
日本橋南	4	2	2
合計	31	17	5

表 4・5 は、この間の火除地筆数の推移を示したもので、前掲書³⁸⁾ を基に前述の手順で所在を特定し、筆数を集計した。享保期後、武家地・町人地ともに減少し、武家地においては外濠沿、町人地では全般に減少が著しかった。

以上のように、享保期の火除地は、武家地・町人地とも面状や帯状に連結されて配置されていた。そして、それらは武家地においては主に外濠・内濠沿に、町人地では、主要町人地を区画するように配置され、延焼防止帯を形成していた。

享保期後、武家地・町人地とも火除地数は通減し、町

人地の減少が顕著であった。武家地においては外濠沿いの大半と米蔵沿の延焼防止帯が無くなり、町人地では主要町人地を区画していた延焼防止帯が大幅に無くなった。

残った主な延焼防止帯は、武家地では、内濠沿いの江戸城防備のためのもの、内濠～外濠間のもの、江戸城南西方向の外濠沿いのもの等であった。町人地では、日本橋のもの、数寄屋橋間～木挽町間のもの、鎌倉河岸～数寄屋橋間の拡幅道等であった。主に江戸城を中心に武家地の延焼防止のためのものが継続されたと推察できる。

5. 享保期(1716～1735)・享保後の建築規制の推移

幕府は、明暦大火以降、防火のための建築規制を施行した。その詳細は武家方に関しては表 6 のようであった。表 6 は前掲書³⁹⁾を基に作成した。

表 6 武家方の建築規制

発令年	発令内容
明暦 3 年(1657)2 月	雖為国持かわらぶき之普請無用之由
万治 3 年(1660)2 月	此以後瓦葺不苦旨、公儀より被仰出
享保 8 年(1723)12 月	番町筋類焼地、軽キ瓦葺ニ申付
享保 10 年(1725)3 月	四谷門外～半込門外 類焼地、瓦葺ニ仕
享保 12 年(1727)3 月	水道橋外小石川筋 小日向筋、瓦葺可仕
享保 13 年(1728)2 月	番町・麴町・永田町類焼地瓦葺ニ申付
享保 13 年(1728)3 月	小川町・猿楽町類焼地軽キ瓦葺ニ申付
享保 13 年(1728)3 月	番町・麴町・小川町・わら葺等ニ仕間敷
享保 15 年(1730)4 月	本郷 2.6 丁目棟梁町類焼地瓦葺ニ申付
享保 16 年(1731)4 月	半込門外、市谷門外類焼地蠣殻葺仰付候
享保 17 年(1732)5 月	半込門内・半込門外類焼地瓦葺申付
享保 18 年(1733)12 月	大番頭・町奉行所ノ廳舎、瓦葺ニ致し
元文 1 年(1736)12 月	猿楽町・三河町・駿河台、瓦葺ニ可仕候
元文 2 年(1737)6 月	和泉橋下谷邊、瓦葺ニ可仕候
元文 3 年(1738)3 月	麴町・永田町邊、家作不残瓦葺出来候
元文 5 年(1740)5 月	三十二諸侯、不残瓦葺ニ被致可然候
寛保 2 年(1742)2 月	赤坂邊類焼地、家作瓦葺ニ可仕候
寛保 2 年(1742)11 月	瓦葺當作地来年四月中迄ニ不残瓦葺致

表 7 町方の建築規制

発令年	発令内容
明暦 3 年(1657)2 月	瓦葺家屋国持ニても停止之事
明暦 3 年(1657)4 月	庇切・釣庇之事
万治 3 年(1660)2 月	藁葺茅葺ハ土塗・塗屋ノ事
寛文 1 年(1661)10 月	藁葺茅葺新規ニ造り候儀御法度ニ候
享保 5 年(1720)4 月	町中普請土蔵作塗家瓦葺根勝手次第之事
享保 6 年(1721)12 月	い組四十二町、土蔵造ニ仕之事
享保 7 年(1722)2 月	①今度土蔵造致候町々、東ハ本石町ヨリ本船町南ハ本船町ヨリ北鞆町西ハ北鞆町ヨリ本石町北ハ本石町老丁目ヨリ四丁目
享保 7 年(1722)12 月	②神田通り町西の方町々土蔵造ニ被仰付
享保 7 年(1722)12 月	③神田通り町東の方町々屋根土塗被仰付
享保 8 年(1723)6 月	③神田川以南ヨリ江戸橋川筋北、屋根土塗ニ可致候
享保 9 年(1724)7 月	④日本橋通以南ヨリ元数寄屋以北、塗屋土蔵造ニ可仕段被仰渡候
享保 12 年(1727)2 月	麴町、不残土蔵造塗屋ニ仕候様申付
享保 12 年(1727)4 月	小石川邊土蔵造蠣殻葺根之儀申上候書付

表 6 のように武家方の建築規制は、享保期前は瓦葺の

奨励策のみであったが、享保 8 年(1723)から寛保 2 年(1742)にかけて、主に類焼地を対象に瓦葺を強制した。

その指定地は、表 6 にみるように外濠内・外の武家地全般に及び、享保期に設置された外濠沿いの延焼防止帯と連携するかたちで屋根の不燃化を図り、武家地の延焼防止をより強化するためのものであったと推察できる。

町方についての建築規制は、表 7 のようであった。表 7 は前掲書史料⁴⁰⁾を基に作成した。

表 7 に示すように、享保期前の建築規制は屋根防火のための規制が主体であった。また、明暦 3 年(1657)の庇切の規制は、波多野が指摘⁴¹⁾しているように、延焼防止と避難路確保を意図した道路拡幅のための規制であった。

幕府は、享保 7 年(1722) 2 月以降、表 7 に記すように、町方の地域を指定して、防火建築を強制する施策を施行した。表 7 に示す主要町人地の防火建築指定の発令内容①～④に対応するエリアの詳細を図 7 に示す。

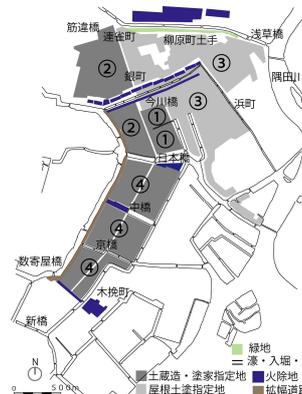


図 7 享保期(1716～1735) 主要町人地の防火建築指定地

表 7 中の享保 6 年(1721) 12 月の町触は「此度類焼地町々之内、い組町々火除御用地ニ可被召上之所、自今火事之節火移不申候様、土蔵造仕罷有申度段、右町々より御願申上、願之通被仰付」との内容で、「類焼した町の内、い組が属する町を火除地にする予定であったが、延焼しないよう土蔵造にするとの願いがあったので、許可する」との触⁴²⁾であった。

この町触に示すように、幕府の火除地設営のための取公の施策は、一方で、町方による防火建築導入を促進する側面もあったと考えられる。

前述したように、幕府は主要町人地を火除地や水辺空間の延焼防止帯で区画した。そして、図 7 が示すように、その区画した地区内の各々の街区を防火建築で構成し、入れ子状の二重の延焼防止帯の構築を計画したと推察できる。

このように、享保期の町方の防火のための建築規制は、主要町人地を区画する延焼防止帯と連携するかたちでなされたと考えられる。

享保期後の建築規制の推移は表 8 のようであった。表 8 は前掲書史料⁴³⁾を基に作成した。

表 8 享保期後の町方の建築規制

発令年	発令内容
延享 3 年(1746)3 月	土蔵造塗家造ニ戸前土戸も無之
宝暦 12 年(1762)2 月	先年塗家土蔵造被仰渡場所ニ而、瓦無キ
明和 9 年(1772)9 月	町家之儀、御定相違致場所多有之相守可申
天保 13 年(1842)4 月	土蔵造塗家ニ致旨年曆ヲ経致忘却
天保 14 年(1843)4 月	家作之儀、追々相弛

表 8 にみるように、享保期後の建築規制の弛緩が年月が降るごとに進んでいることが分かる。

表 8 中の延享 3 年(1746) 3 月の触⁴⁴⁾は「此間出火之節、町御奉行様火事場江御出被成、所々御覧之所、土蔵造塗屋造戸前土戸も無之、瓦葺蟻から葺等も、瓦損、蟻殻吹落有之候を、修復も不致捨置候故、飛火移、大火ニも相成候間、右之家作等有之候ハ、土戸井瓦損蟻から吹落有之候分は、来四月中ニ修復致、出来候ハ、喜多村江相届可申」の内容であった。

これは「出火の際、町奉行が見廻ったところ、土蔵造や塗屋造のものに、防火の備えである土戸が無く、屋根については瓦が破損し、蟻殻葺のものは落ちており、修繕がなされていない。来年 4 月までに修繕し、完了したら町年寄に届けよ」との町触であった。

また、表中の宝暦 12 年(1762)の触⁴⁵⁾は「先年塗屋并土蔵造り被仰渡候場所ニ而、火事後程経候而も、藁葺小屋掛ケニ而差置、又は普請致候而も瓦も葺不申差置候類数多有之候」との内容で、「享保期に建築規制した地域が火災後、規制が守られていない」との町触である。いずれの触も、享保期の防火建築規制が年月を経て風化している状況を示すものであった。

この間の絵画史料として、図 7 中の今川橋から日本橋に至る町並みを描いた「熙代勝覧」がある。景観年代として、文化 2 年(1805)前後と推定⁴⁶⁾されている。図 8・9 は「熙代勝覧」に描かれた土蔵造と塗家である。絵画史料中には 89 棟の町家が描かれている。その内訳は土蔵造 15 棟、土蔵 4 棟、塗屋 5 棟、板張 65 棟であった。土蔵造と塗家の類別は二階軒裏の処理、二階通柱構造の見えるの有無、一階袖壁の有無で判別した。



図 8 土蔵造



図 9 塗家

「熙代勝覧」に描かれた町並は享保 7 年(1722)12 月の「神田之内、通り町より西之方町々不残、今日中山出雲守様御掛りに而土蔵造ニ被仰付候⁴⁷⁾との触により「土蔵造」の建築規制がなされた地域で、図 7 中の番号②に面する通りである。描かれた防火建築は 89 棟中わずか 24 棟で、規制の緩みが進んでいたと考えられる。

表 8 中の天保 13 年 4 月(1841)の町触⁴⁸⁾は「町々家作之儀、土蔵造・塗家等ニ可致旨先年ヨリ度々相觸置處、年暦を経忘却致し候向も有之哉、近来塗家造等を稀ニ而柿葺多く、出火之節消防之ため不届候間」とあり、「享保期の規制が年月を経て風化し、塗家など稀で、防火のためには良くない」との内容であった。また、翌年 4 月(1843)には、先の天保 13 年 4 月の触れに関して、町奉行から老中へ「土蔵造・塗家等ハ手厚キもの之住居而已にて、通例之家作建多く御座候處、去年申渡候以来、新規塗家ニ相建又ハ塗家ニ相直し候も相見候得共、多分二階家央より上の方見附之所を塗家ニいたし、左右葺は勿論下廻りハ通例之家作建ニ而塗家之詮無之、全形容而已ニ而実用を失ひ、申渡之趣意ニ振候義ニ有之、・・・」との伺書⁴⁹⁾が上申されている。伺書は「土蔵造・塗家などは、裕福な者の住居である。昨年、土蔵造・塗家などの

普請や改造を促す触を出したにも関わらず、二階正面だけは塗家にし、開口部や一階は『通例之家作』で防火にはならない。」との内容であった。

弘化 2 年 4 月(1845)には、町奉行申渡書案が名主宛に「有餘有之手廻り候ものハ分限ニ應し、可成丈全之土蔵造又ハ火災之助ニ可成程之塗家ニいたし可申、実々力ニ及兼候ものハ表裏屋共通例之家作ニいたし候共、右ハ勝手次第ニ可致、是迄形容而已之塗家ニいたし候分ハ宥免を以而先其俟差置ク⁵⁰⁾」との内容で出されている。これは「裕福な者は、その実力に応じて蔵造か塗家にせよ。実力のない者は普通の町家であってもよい。防火機能のない塗家もそのままよい」との町方への提案であった。

このように、享保後から宝暦期(1751~1764)にかけて、建築規制の弛緩が進行し、「熙代勝覧」にみるように主要町人地においても防火的な問題を抱えていた。天保期~弘化期(1830~1847)に至って、土蔵造や塗家は防火機能を喪失した裕福な人の意匠的な住居になったと考えられる。

以上、これまでの考察を整理する。

武家方に対する建築規制は、享保期から寛保期にかけて、瓦葺を強制した。その指定地は、外濠内・外の武家地で、外濠沿いの延焼防止帯と連関する施策で、武家地の延焼防止をより強化する政策であったと推察できる。

享保期の町方に対する建築規制は、延焼防止帯で区画された主要町人地の街区内を防火建築で構成するもので、入れ子状の二重の延焼防止帯の構築を計画したと推察でき、火除地設営の政策と連関するものであった。しかし、弘化~文久期に至って火除地等で構成された延焼防止帯は大幅に失われた。また、その内部を構成する防火建築も、弘化期に至って防火機能を喪失した意匠的なものとなった。このように 19 世紀半ばには、火除地設営の政策と防火建築規制の間の連携は希薄になったと考えられる。

6. 享保期(1716~1735)・享保後の消防組織の推移

まず、武家方の消防組織について考察する。

武家方の火消組織として寛永 20 年(1643)年に「四隊に分チテ府ノ消防ニ當ラシム⁵¹⁾として、大名による火消組織が制度化された。池上が指摘⁵²⁾しているように、17 世紀前半の詳細は不明である。前掲書「徳川実紀」よれば、大火の折、大名が増火消として出動する記録⁵³⁾は、図 10 のようであった。

年号	年代	出動数
延宝	1676 ~ 1680	(2)
天和	1681 ~ 1685	(3)
貞享	1686 ~ 1690	(2)
元禄	1691 ~ 1695	(2)
	1696 ~ 1700	(4)
	1701 ~ 1705	(2)
享保	1706 ~ 1710	(8)
	1711 ~ 1715	(4)
	1716 ~ 1720	(0)

図 10 年代別・大名増火消出動件数 (単位: 件数)

前述史料によれば、正徳 5 年(1715)1 月の内神田亀井町の火災への出動を最後に、その後の出動記録はない。

後述する旗本で構成された幕府直轄の定火消と大名の増火消との関係については、正徳 2 年(1712)2 月に「火消役十人をめされて。このほどしばしばの火災に。大名火消のともがらと消口をあらそひ。さへぎる事あるべからず。」との令⁵⁴⁾がだされている。文書中に「火消役」とは定火消のことで、定火消に対して、「火災の折、

定火消は大名火消と消火場所で争って大名火消の活動を遮ってはならない」との内容であった。享保2年(1717)10月には、「防火ノ事奉はる大名に仰下さるるは。火災あらば。速に其地にまかり消防すべし。もし火消役すであつたらば。大名の人数は街路又は溝渠を隔て。外に及ぶ火勢を防ぐべし。」との令⁵⁵⁾が出されている。これは、「火災時、定火消がすでに火災現場で消火活動を開始していたならば、大名火消は道路や濠を挟んで、延焼防止に従事せよ。」との内容で、大名が定火消と競合する体制から、享保では大名火消しの現場への到達状況により、後方で延焼防止に従事する場合もあったと考えられる。

定火消は、明暦大火後の万治元年(1658)に組織され、その常駐拠点として火消屋敷を持っていた。その定火消の推移は表9のようであった。表9は、池上の前掲書⁵⁶⁾を基に作成した。

表9 定火消の推移

発令年	火消屋敷所在地
万治1年(1658)成立	①飯田町 ③麴町 ⑨御茶水 ⑧伝通前
万治2年(1659)増設	鼠穴 ⑩駿河台
万治3年(1660)増設	②八重洲河岸 代官町
寛文2年(1662)増設	⑦市谷左内坂 駿河台土手
元禄8年(1695)増設	⑤赤坂 ④溜池之上 神楽坂 幸橋外 浜町
宝永元年(1704)縮小	鼠穴、代官町、駿河台土手を廃止 神楽坂 浜町を廃止
宝永8年(1710)移転	幸橋外を木挽町に移転
享保9年(1724)移転	木挽町を⑥四ツ谷門内を移転
享保10年(1725)移転	伝通前を小川町に移転
安政2年(1855)縮小	小川町、溜池之上を廃止
慶応2年(1866)縮小	飯田町、市谷左内、赤坂、四ツ谷門廃止

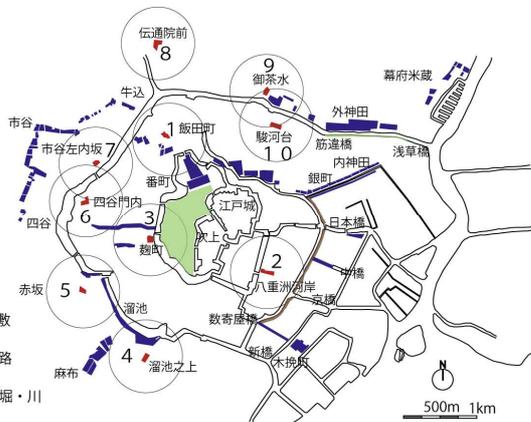


図11 享保期(1716~1735)の火消屋敷の所在地と火除地

図11は、享保期の火消屋敷・火除地の所在図で、図中番号は表9中の番号と符合する。図中の円は、火消屋敷配置の重点箇所を偏在性を見やすくするため、火消屋敷を中心に半径500mの円を描いた。図11は表9と前掲書史料を用いて作図した。

図11から分るように、火消屋敷は、内濠沿いに図中番号1・2・3と配置され、外濠沿いに4・5・6・7・8・9・10と配置されていた。そのいずれの所在にも、半径500mの円中に火除地や水辺空間をふくんでいた。また、江戸城本丸からみて、内濠沿は南東～北西方向に、外濠沿は南西～北東方向に配置されていた。

火消屋敷1.2.3は、その配置状況から江戸城や外濠内の武家地の防火のため、外濠沿いの4・5・6・7・8・9・10は、外濠内・外の武家地の防火と間接的に江戸城の防備のためであったと考えられる。そして、どの設置箇所の近くにも濠や火除地が所在し、水辺や火除地からなる延焼防止帯と連関して配置されていたと推察できる。

定火消の体制として、享保2年(1717)10月に「火勢城溝をこえて。門外へ焼ひろごりたるは。せむなき事なり。今より後かからん時は。其所をすてて火道にかけめぐり。餘焰の飛ぶ所をふせぐべし。たとえば神田邊の火災は。筋違橋のうちにありて。火の粉をふせぎとむべし。いづくにても空隙の地。又は溝水などを隔て。烈風のときよくふせぎ。他に及ばざるを第一の功とすべし。されど火熾なる所を捨置。他に焼ひろがるのみをふせぐべしとならず。風もなく。其所のみにて外にひろがるべきなきは。もとよりその火を撲滅しべし。」との令⁵⁷⁾がある。

これは「延焼が外濠から外へ及んだ時は、やむえないがその現場を放棄し、延焼だけを防ぐように。例えば、外神田周辺で火災が発生したら、筋違橋より外濠内で、明地や濠等をへだてて延焼をふせぐことが第一である。しかし、風も無く延焼の恐れが無い時は、その火災の消火活動に従事せよ。」との内容である。この令にあるように、火勢が強い場合、定火消の任務は、外濠の内部で、外濠外部からの延焼を防ぐことが第一であったと考えられる。この令の後段には、「又城内にもかかるべきとき。残番は番町。筋違橋より外には出べからず。もはら城内を警護すべし。防火を奉りし大名。彌火焰をふせぐべきことをむねとすべし。」とある。これは「火の粉が城内に飛んできた場合、残った定火消は番町や筋違橋より出なくて、城内の警護にあたれ。また大名火消は延焼を防止せよ。」との内容である。このように、定火消の活動は外濠内の延焼防止に主眼を置いたもので、外濠内の武家地と江戸城の防火が第一の任務であったと考えられる。

以上のように、享保期の火消屋敷は、主に外濠・外濠～内濠間・内濠の火除地の所在と連関するかたちで配置されていた。そして、それらの延焼防止のための配置を補完するため、外濠内外の武家方に対して、前述した建築規制による瓦葺強制策を施行し、屋根防火による延焼防止を図ったと考えられる。このように、享保期の武家方では、火除地の設営、建築規制、消防組織の施策がたがいに連関して施行されていたと推察できる。

表9に示すように享保期後、定火消は安政2年(1855)に2隊、慶応2年(1866)に4隊廃止され、4隊が残った。

図12は、慶応2年の火消屋敷と火除地の所在図である。図12は表9と前掲書史料⁵⁸⁾を用いて作図した。



図12 慶応2年(1866)の火消屋敷の所在地と火除地

図12にみるように、慶応に至って内濠沿いの火消屋敷は図中番号2・3となった。外濠沿い火消屋敷は享保期と比べ、その大半が無くなり、9・10の2箇所となった。そして、火除地も減少し、火消屋敷と火除地との間の関連していた関係は、希薄になったと考えられる。

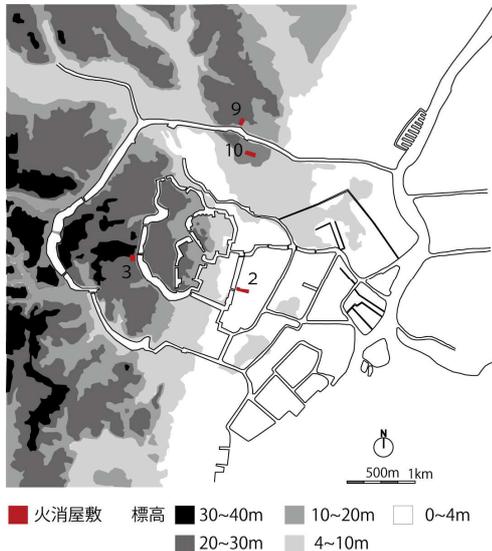


図13 慶応2年(1866)の火消屋敷所在図

図13は、江戸の地勢図に慶応2年の火消屋敷の所在を記したものである。波多野⁵⁹⁾によれば、いずれの火消屋敷にも火の見櫓が備えられ、図中番号3の麴町のもは、5丈8尺8寸(17.8m)の高さであったとしている。地勢図に示すように、3の麴町の標高は30~40mとされ、江戸城内濠沿いの一番高いところに位置していた。同様に図中番号9・10の火消屋敷も、江戸城からみて北方向の外濠沿いの一番高い所に位置していた。いずれの配置も、江戸城や内濠・外濠内外の武家地を遠望できる場所に立地したため、最後まで残したものであったと推察できる。

次に町人地の消防組織に関して考察する。

消防組織が制度化されていない享保期以前の町人地火災の消火体制は、次のようであった。

寛文1年(1661)に「町中火事出来候節、向三町左右式町裏町三町火元之町共ニ合而九町、早速駆集り火を可消事」との町触が出されている。続いて後段に「火事出来仕候ハ、風下の町人共家持ハ不及申借屋店借等まで家根へ手桶水を入れ上げ人を附置」、「町中老町之内片木戸ニ手桶三拾、片木戸ニ手桶三拾、合六拾水を入可積置」、「老町之内はしご六挺可置候」との触⁶⁰⁾が出されている。

この町触の内容は「火事の際、火元より風上の三町と裏町三町、風脇左右二町、火元の一町の合計九町が消火活動に従事せよ、風下の町は屋根へ手桶水を入れ上げ、町の木戸には手桶に水とはしごを用意せよ」との内容であった。これらの施策は、火元近隣の町人による消火体制であった。

享保期に入り、幕府は町人による町火消を制度化した。その推移は、表10のようであった。表10は、前掲書史料⁶¹⁾を基に作成した。

表10にみるように、幕府は享保3年(1718)に1町30人からなる町火消組合を組織⁶²⁾した。そして、その10月19日には「けふ火消役に令せらるるは、凡市街に火あるとき、今よりはその近き邊の市人を出して。うちけす

べきなれば。市人集る所に。定火消のものいたるとも。市人を其ま置て消防なさしめ。」との令⁶³⁾がある。この内容から、享保3年10月を期して町方の消防は、定火消から全面的に町火消組合に委ねたと推察できる。

表10 町火消の推移

年月	内容
享保3年(1718)9月	町火消組合ノ設置ヲ見ルニ至ル
享保5年(1720)8月	町火消人足駈附組合替被仰付いろは組合相成
享保15年(1730)1月	町火消組合更定大組ヲ設ケ人足數ヲ半減

享保5年(1720)には、複数の町を束ねた「いろは組」をつくり、地区内の消火を命じた。その主要町人地における「いろは組」の所在地の詳細は、図14のようであった。図14は、前掲書史料⁶⁴⁾を基に作成した。

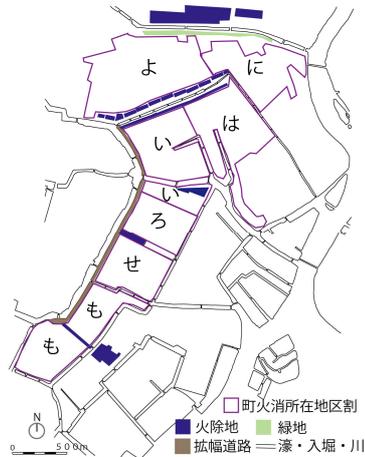


図14 享保期(1716~1735)の主要町火消所在地区

その「いろは組」の主な町火消である「い組」の構成と消火体制は次のようであった。「此町数二十八町、人足都合六百五拾人。東ハ銀町式丁目ヨリ西四丁目迄。南ハ中橋広小路をかぎり。西上横町老丁目ヨリ銀町老丁目迄。北ハ銀町土手を限り。」とあり、その後段に町火消の消火体制として「くみ合之町中に火事ある時、早々欠あつまるべき事。くみ合の外に火事有之候而、くみ合の町へ風すじあしき時ハ、さかいめにあつまりふせくべき事」と記⁶⁵⁾されている。この内容は、地区内の火災時には「い組」の「二十八町」が「早々欠あつまるべき事」とあり、地区外の火災時には「さかいめにあつまりふせくべき事」と、享保期前の火元近隣の9町からなる消火体制から転換がなされていた。

その「さかいめ」として「い組」の場合、文書中に「北ハ銀町土手を限り」、「南ハ中橋広小路をかぎり」とある。図14に示すように、地区外の火災時には火除地や水辺で構成された延焼防止帯に集結し、延焼を防ぐ体制であった。文書史料によれば、他の組も「い組」と同様の体制であった。

区画された地区内の町火消の活動としては、享保6年(1721)2月に「市井消防の役夫。烈風のときは。一町かぎりに。晝夜心いれ見めぐらしめ。失火せざるよう。心いるべしとなり。」との触⁶⁶⁾が出されている。これは、「町火消は強風の時、その所属の町内を昼夜見廻り、失火しないよう警備せよ。」との内容である。同年5月には「火災の時。間數十間ほどならば。たとひ隣家に火

うつるとも。過怠申付べからず。」との触⁶⁷⁾が出されている。これは小さな失火は見逃すとの触で、町方に対し小火のうちの初期消火を促すものであった。

享保8(1723)8月には、町方に火の見櫓の設置を強制し、「番人二人を置。失火あらば木板うちてしらすし。防夫をあつめ火起らばとみにまかり。」との触⁶⁸⁾が出されている。また、享保20年12月(1736)には、「失火せしものの罰を定めらる。」として、町火消が「火道にかかりし所上二町。左右二町の間。早く人を出し消さざりしは罰銀を出さむ。」との触⁶⁹⁾が出されている。このように、町火消は、消火や延焼防止のための活動だけでなく、属する町内の失火防止のための任務も担わされていたと推察できる。

以上、享保期の町方においては、町火消が制度化され、火災時には、主要町人地を区画する延焼防止帯に町火消を集結させ、地区の延焼を防ぐ体制を整えた。そして、その地区内の街区を防火建築で構成し、入れ子状の二重の延焼防止帯の構成を計画した。また、町火消は消火や延焼防止のための活動だけでなく、地区内の失火防止のための任務も担わされていた。

このように、享保期の町方においては、火除地の設営、建築規制、消防の組織化の施策が互いに連関するかたちで施行され、消火や延焼防止のためだけでなく、火災抑止に対する規制も為されていたと考えられる。

次に、町火消と武家方の関係について考察する。「徳川実紀」には、享保7年(1722)10月に「近比組合の輩。邸宅近き邊火あれば。これまで人出し消すべき旨はからひ置しかど。猶更少したりとも。組合にて消防すべしとなり。」⁷⁰⁾とあり、翌11月には「又市井組合の防夫。是までは隣町。あるは近き武家第宅より火起りしときは。馳向ひて撲滅し。その他はまかるべからざる旨。令せられしかども。此後は。その組合ニ町内外の武家第宅失火せば。市井の人夫とみにまかりてうち消すべし。」との記録⁷¹⁾がある。これらの内容は、「町火消は、これまで武家方の消火について禁止されていたけれども、今後は『組合ニ町内外の武家第宅』の火災について、積極的に関われ」との内容であった。

明和元年(1764)10月には「近きころは火消役の隊卒その定額を減じ。かつ與力。同心指揮に怠りて。火口にむかふ者すくなく。ただ不良のわざなすものおほきよし聞ゆ。今より隊卒の定額を減ぜず。その地に至らば。火口。水の手それぞれに分散して。與力。同心よくこれを指揮せば。消防ことゆくべし。」との令が⁷²⁾出されている。これは、「定火消の指揮官が怠慢のため、火消人が不足し火災現場に向かうものが少ない、今後は火消火を定員にし、積極的に火災現場に関われ。」とのものであった。

このように、定火消の弱体化に伴い、享保後期から、町火消は武家方の火災に対しても積極的に関わるよう命じられていた。

表 11 町火消の駈附防火先

年月	町火消駈附先
享保 17 年(1732)4 月	浅草御蔵・町火消駈附防火
享保 18 年(1733)2 月	濱御蔵、猿江御蔵町火消駈附防火
享保 18 年(1733)12 月	猿江材木蔵・町火消駈附防火
享保 19 年(1734)6 月	本所材木蔵・町火消駈附防火
元文 4 年(1739)12 月	東叡山・町火消駈附防火
元文 5 年(1740)5 月	増上寺・町火消駈附防火
寛延 4 年(1741)5 月	深川三十三間堂・町火消駈附防火

表 11 は火災の折、幕府が町火消を指定して、幕府施設に駈けつけるよう命じた触の一覧である。表は前掲書史料⁷³⁾を基に作成した。表 11 にみるように、享保まで武家方の消防組織が担っていた幕府施設の防火を、享保後期以降、町火消に一部委ねていたことが分かる。

また、延享4年(1747)4月、江戸城二の丸の火災時には「早速罷越職人足等懸け為候段心付候致方候。」との記録⁷⁴⁾がある。これは、「二の丸火災の際、防火に駈けつけた町火消に対して、謝意を表す。」との内容で、江戸城内へ火消人足が駈けつけた最初の記録である。

その後、町火消が江戸城火災に出動した記録を表 13 に示す。表 13 は、前掲書の記録⁷⁵⁾を基に作成した。

表 12 江戸城火災 町火消出動記録

年月	出動内容
天保 9 年(1838)3 月	江戸城西丸火災
天保 15 年(1844)5 月	江戸城本丸火災
文久 3 年(1863)6 月	江戸城西丸火災

表 13 中の文久3年(1863)の江戸城西丸火災において、町火消は、鎮火後、大手門に詰め、徹夜で警備にあたったことが記されている。このように、19世紀半ばには、江戸城の防火にまで関わることとなっていた。

以上のように、享保期、武家方の消防組織である定火消は、その拠点である火消屋敷を、主に外濠・外濠～内濠間・内濠の火除地の所在と連関するかたちで配置していた。そして、これらの配置を補完するため、外濠内外の武家方に対して、瓦葺強制策を施行したと考えられる。

このように、享保期において、火除地の設営、消防組織、建築規制の施策が、連関していたと推察できる。

享保期後、幕府は定火消を縮小し、慶応2年には4隊となり、延焼防止帯と連関していた関係は希薄になった。

享保期、町方では町火消が制度化され、火災時には延焼防止帯に町火消を集結させ、地区の延焼を防ぐ体制であった。そして、その地区内の街区を防火建築で構成し、入れ子状の二重の延焼防止帯の構築を計画したと考えられる。また、町火消は消火や延焼防止のための活動だけでなく地区内の失火防止のための任務が担われていた。

このように、享保期の町方においては、火除地の設営、建築規制、消防の組織化の施策が、互いに連関するかたちで施行され、消火や延焼防止のためだけでなく、失火防止に対する規制も為された。享保期後、町方の火除地は減少し、建築規制の弛緩が進み、その連関は失われた。しかし、町火消は18世紀中期以降、幕府施設防火の任務を一部担い、江戸城の火災にも出動することになった。

7. 享保期(1716~1735)・享保後の火災の推移

江戸の火災に関しては、幾つかの既往研究⁷⁶⁾がある。しかし、管見の限り、火元別の傾向を分析した考察はない。本研究では、町人地を火元とする火災について考察を進めた。図 15~17 は、前掲書史料⁷⁷⁾を基に集計し作図した。なお、火災に関する文書史料は、統一した基準で火災を記録したものではない。したがって、これらの集計は相対的な傾向を示すものである。

図 15 は、火元別・年代別火災発生件数で、享保期前には、町人地を火元とする火災が通増していた。しかし、享保中期以降から延享後期にかけて通減している。

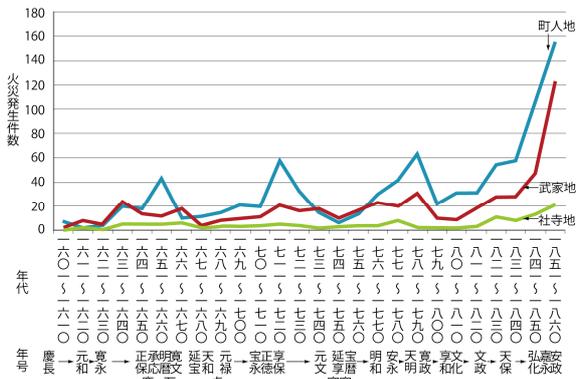


図 15 火元別・年代別火災発生件数 (単位: 件数)

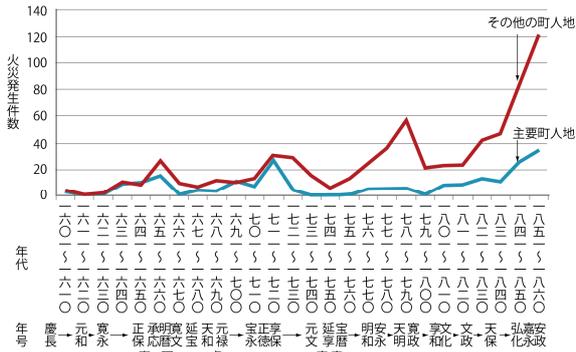


図 16 町人地別・年代別火災発生件数 (単位: 件数)

図 16 は町人地別・年代別火災発生件数を集計したグラフである。主要町人地とその他の町人地の発生件数を示したもので、グラフは享保期前まで同様の傾向を示していた。しかし、享保期後、主要町人地とその他の町人地の火災発生件数のグラフは違った傾向を示している。

図 17 は、町人地火災の年代別・主要町人地火災発生率である。主要町人地火災数を全町人地火災数で除した数値で、1661～1690年代は別として、1720年代までは主に0.5～0.4の範囲で推移したものが、1721～1730年代以降概ね0.2前後で推移している。

このように、主要町人地の火災は、享保中期以降、それ以前と比べて違った傾向を示していることが分かる。



図 17 年代別・主要町人地火災発生率

享保期の主要町人地の火災減少の要因として、前述した幕府の火除地取公に対する主要町人地の火災予防のための自己規制や、自主的な防火建築導入、初期消火のため町火消と連動した火の見櫓の設置政策、小火の過急申告免除制、町人地区内の失火防止のための町火消の見廻り制などが挙げられる。

8. まとめ

本研究で明らかになった点を以下に整理する。これまで論じた主要防火政策の概要を表 13 に示す。

表 13 防火政策の年代変遷(火除地単位: 筆数 火消屋敷単位: 設置数)

年代	年号	火除地設営						消防組織			建築規制								
		武家地所在(筆数)		町人地所在(筆数)				火消屋敷(設置数)			町火消	武家方	主要町方						
		内濠沿	外濠沿	米蔵沿	神田川沿	内神田	日本橋北	日本橋南	内濠沿	内濠沿				外濠沿					
1700	享保																		
1720	享保	7	15	35	10	7	12	8	4	2	1	7	創設	幕府施設・武家方の消防	防火建築規制	防火建築規制	規制の弛緩		
1740	天明																		
1760	天明																		
1780	天明																		
1800	享和	5	16	12	2	4	10	1	2										
1820	文政																		
1840	天保																		
1860	文化	5	13	5	0	1	1	1	2		0	5	2						

(1) 享保期の主要防火政策

表 13 に示すように武家方においては、幕府は、内濠沿い・外濠沿い・内濠～外濠・米蔵沿いに火除地等からなる延焼防止帯を設営した。そして、これらの内濠沿い・外濠沿い・内濠～外濠の延焼防止帯近傍に、定火消の拠点である火消屋敷を配置した。内濠沿いのものは江戸城の直接的な防火のため、外濠沿い・内濠～外濠のものは、外濠内外の武家地と間接的に江戸城の防火のためであったと推察でき、これらの配置は、主に延焼防止のためのものであったと考えられる。また、享保から寛保⁽¹⁾にかけて、外濠内外の主に類焼した武家地に対して、瓦葺を強制した。これらは、先の延焼防止のための配置を補完するため、屋根防火による武家地の延焼防止を図ったと考えられる。

このように、武家方において、火除地の設営、建築規制、消防組織の施策が互いに関連していたと推察できる。

町方においては、幕府は主要町人地をほぼ均等に区画する火除地等からなる延焼防止帯を設営した。そして、町火消を創設をさせ、火災時にはその延焼防止帯に町火消集結させ、地区の延焼を防ぐ体制を整えた。そして、その延焼防止帯で区画された地区内の街区を、防火建築で構成し、入れ子状の二重の延焼防止帯を計画したと考えられる。また、町火消は消火や延焼防止のための活動だけでなく、失火防止のための任務も担われていた。

このように、町方において、火除地の設営、建築規制、消防の組織化の施策が互いに関連し、消火や延焼防止だけでなく、失火防止に対する施策も施行された。

(2) 享保期後の主要防火政策

表 13 に示すように、武家地の火除地は、主に外濠沿いのものが廃止され、内濠沿い・内濠～外濠のものが概ね維持された。維持されたものは、内濠沿いの江戸城防備のためのものが主体であったと考えられる。また、定火消も大幅に縮小され、慶応期においては、僅か 4 隊となり、火除地設営の施策と連携していた関係は希薄になったと推察できる。

町方において、表 13 に示すように火除地の新設はなされず、主要町人地を区画していた延焼防止帯の大半が弘化～文久期には無くなった。そして、その内部の構成す

る防火建築も弘化期に至って、防火機能を喪失した意匠的なものとなり、火除地の設営政策と防火建築規制との政策間の連関は、19世紀半ばには喪失していたと考えられる。しかし、町火消は、享保後期から武家方の消火や幕府施設の防火の任務を担い、18世紀半ばからは江戸城の火災にも出動しその活動範囲を広げていった。

補注

(1) 元文(1736~1740)の後の年号で、1741~1743年までの期間。

参考文献

- 1) 荒川秀俊：災害の歴史，至文堂，pp. 209-217, 1964.
- 2) 太田博太郎：日本建築の特質，岩波書店，pp. 315-319, 1983.
- 3) 渡辺達三：火除地広場の成立と展開，造園雑誌 36 巻 1号，p. 13, 1972.
- 4) 池上彰彦：江戸町人の研究第 5，吉川弘文館，pp. 93-169, 2006.
- 5) 波多野純：日本名城集成江戸城，小学館，pp. 166-167, 1986.
- 6) 斎藤庸平：火除地等の防火性能に関する実証的研究，造園 55，pp. 355-360, 1992.
- 7) 笹谷昭仁：江戸の火除地の防火性能の評価とその動態，日本造園学会全国大会研究発表論文集(23)，pp. 395-400, 2005.
- 8) 前掲書 4).
- 9) 内藤昌：江戸と江戸城，鹿島出版会，pp. 206-208, 1966.
- 10) 前掲書 5)，pp. 176-179.
- 11) 幕府普請奉行編：御府内沿革図書 1-20，原書房，1987.
- 12) 国立歴史民俗博物館：博物館研究報告 23 集，附図，1989.
- 13) 古板江戸図集成刊行会：古板江戸図集成第 4 巻，中央公論美術出版，2002.
- 14) 前掲書 12)，附図。
- 15) 吉原健一郎：江戸情報地図，朝日新聞社，1999.
- 16) 東京市役所編纂：東京市史稿市街篇第 7-48，臨川書店，1930.
- 17) 黒板勝美：国史大系第 40-49 巻，吉川弘文館，1932.
- 18) 近世史料研究会編：江戸町触集成第 1-17 巻，塙書房，1994.
- 19) 近世史料研究会編：正本事録 1-3 巻，日本学術振興会，1965.
- 20) 石井良助編：御触書寛保集成，岩波書店，1958.
- 21) 東京大学史料編纂所編：大日本近世史料 28，東京大学，2008.
- 22) 東京市役所編纂：東京市史稿変災篇 4-5，臨川書店，1934.
- 23) 吉原健一郎：江戸町人の研究第 5 巻，吉川弘文館，2006.
- 24) 浅野秀剛・吉田伸之：大江戸日本絵巻，講談社，2003.
- 25) 前掲書 12)，附図。
- 26) 内藤昌：江戸，月刊文化財 4/78，文化庁，p. 16, 1978.
- 27) 前掲書 22)，第 4 巻，pp. 5-888.
- 28) 前掲書 16)，第 7 巻，p. 61, pp.461-473，第 10 巻，p. 139, p. 711, 第 11 巻，p. 187，第 13 巻，p. 219, pp. 443-447, p. 823, 第 16 巻，p. 599, 第 18 巻，p. 967, 第 19 巻，pp. 201-206, pp. 409-412, p. 903, 第 22 巻，pp. 156-157, p. 380, p. 741, p. 972.
- 29) 東京市役所編纂：東京市史稿市街篇，附図，臨川書店，1914.
- 30) 新版江戸安見図：奥村期喜兵衛刊，1797.
- 31) 文化江戸図：須原屋茂兵衛刊，1811.
- 32) 天保江戸図：岡田屋嘉七刊，1843.
- 33) 弘化改江戸絵図：1847.
- 34) 明治 2 年東京全図：古地図史料出版.
- 35) 前掲書 16)，第 31 巻，pp. 374-375, p. 715.
- 36) 前掲書 11).
- 37) 前掲書 17)，第 45 巻，p. 258.
- 38) 前掲書 11)，前掲書 13).
- 39) 前掲書 20)，p. 830，前掲書 16)，第 7 巻，p. 939, 第 20 巻，p. 93, 第 21 巻，p. 227, p. 831, 第 22 巻，p. 13, pp. 35-37, p. 513, p. 643, P. 795, 第 23 巻，p. 103, p. 565, p. 616, p. 734, 第 24 巻，p. 49, p. 276, p. 459.
- 40) 前掲書 20)，p. 830, 前掲書 18)，第 1 巻，pp. 60-66, p. 112, pp. 124-125, 第 4 巻，p. 16, p. 92, p. 96, pp. 139-140, p. 168, pp. 200-201, 前掲書 16)，第 21 巻，p. 821, p. 839.
- 41) 前掲書 5)，pp. 176-179.
- 42) 前掲書 18)，第 4 巻，p. 92.
- 43) 前掲書 18)，第 5 巻，p. 200, 第 6 巻，p. 201, 前掲書 16)，第 28 巻，p. 42, 前掲書 21)，p. 9, pp. 33-38.
- 44) 前掲書 18)，第 5 巻，p. 200.
- 45) 前掲書 18)，第 6 巻，p. 201.
- 46) 前掲書 24)，pp. 76-77.
- 47) 前掲書 18)，第 4 巻，pp. 139-140.
- 48) 前掲書 21)，p. 9.
- 49) 前掲書 21)，pp. 33-38.
- 50) 前掲書 21)，p. 51.
- 51) 前掲書 16)，第 5 巻，p. 971.
- 52) 前掲書 4)，p. 98.
- 53) 前掲書 17)，第 42 巻，pp. 277-468, 第 43 巻，pp. 3-126, pp. 250-687, 第 44 巻，pp. 210-413.
- 54) 前掲書 17)，第 44 巻，p. 212.
- 55) 前掲書 17)，第 45 巻，p. 89.
- 56) 前掲書 4)，p. 101.
- 57) 前掲書 17)，第 45 巻，p. 90.
- 58) 前掲書 11)
- 59) 波多野純：江戸城 II，至文堂，p. 266, 1996.
- 60) 前掲書 16)，第 7 巻，p. 1191.
- 61) 前掲書 16)，第 19 巻，pp. 253-256, pp. 955-970, 第 22 巻，pp. 404-417.
- 62) 前掲書 16)，第 19 巻，p. 253.
- 63) 前掲書 17)，第 45 巻，pp. 131-132.
- 64) 前掲書 16)，第 19 巻，pp. 961-969.
- 65) 前掲書 16)，第 19 巻，pp. 965-966.
- 66) 前掲書 17)，第 45 巻，p. 222.
- 67) 前掲書 17)，第 45 巻，p. 230.
- 68) 前掲書 17)，第 45 巻，p. 313.
- 69) 前掲書 17)，第 45 巻，p. 711.
- 70) 前掲書 17)，第 45 巻，p. 285.
- 71) 前掲書 17)，第 45 巻，p. 289.
- 72) 前掲書 17)，第 47 巻，p. 164.
- 73) 前掲書 16)，第 22 巻，pp. 783-790, p. 1035, 第 23 巻，p. 104, p. 195, pp. 955-957, 第 25 巻，p. 931.
- 74) 前掲書 22)，第 4 巻，p. 880.
- 75) 前掲書 16)，第 38 巻，p. 737, 第 47 巻，pp. 11-21, 前掲書 22)，第 5 巻，pp. 622-623.
- 76) 西田幸夫：江戸火災事例の研究，日本建築学会技術報告集，pp. 197-199, 2003.
- 77) 前掲書 22)，第 4 巻，pp. 7-1087, 第 5 巻，pp. 2-950, 前掲書 23)，pp. 453-565.

(原稿受付 2012.9.8)
(登載決定 2013.2.28)